

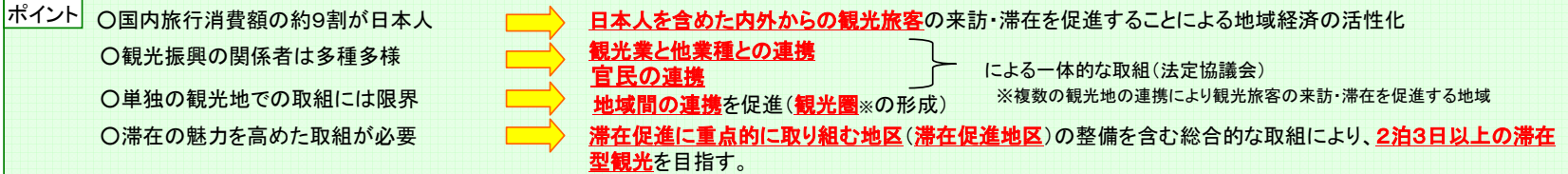
# 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律(平成20年法律第39号)

観光立国の実現に向けて、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を活かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進するため、主務大臣による基本方針の策定、地域の関係者の協議を踏まえた市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成、観光圏整備事業の実施に必要な関係法律の特例等について定める。

## 施策の背景

観光立国推進基本法の制定(平成18年12月)

「国際競争力の高い魅力ある観光地の形成」による地域の活性化



## 概要

基本方針：主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を策定

市町村

都道府県

観光事業者

協議会

農林水産業者

商工業者

NPO

等

## 観光圏整備計画

「観光圏整備事業」：地域の創意工夫による観光圏の魅力を高めるための事業を具体的に列挙

宿泊

観光資源

交通・移動

案内・情報提供等

「滞促進地区」：観光旅客の滞の促進に資する事業を重点的に実施すべき区域を記載

## 観光圏整備実施計画

事業者が共同して作成し、国土交通大臣に共同で認定申請

## 農山漁村活性化法の特例

観光圏整備計画に、地域間交流の拠点となる施設の整備に関する事業等を記載した場合、交付金の交付が可能

## 大臣認定

※任意だが、認定を受けると以下の支援が受けられる。

## 国による総合的支援

### 【大臣認定による特例措置】

- ・宿泊施設が実施する旅行業者代理業に係る旅行業法の特例
- ・運送事業関係の手續緩和の特例 等

### 【予算等】

- ・予算補助制度の創設
- ・税制優遇措置
- ・財政投融资 等

連携

### 【ソフト・ハードの連携】

- ・社会資本整備事業及び公共交通支援における配慮

地域の活性化を通じた観光立国の実現

# 観光圏整備による観光旅客の滞在の長期化

## 観光圏整備のイメージ



## 地域が連携して行う取組への国の主な支援メニュー

○予算(観光圏整備事業費補助)、財投  
 宿泊、観光資源、交通移動、案内・情報提供などのレベルアップを図る地域の取組を支援  
 ⇒2泊3日以上快適に充実して過ごせる観光圏づくりに向けた地域の取組を活性化し、観光旅客の満足度を向上

○ハード面での連携  
 社会資本整備における、景観整備、案内標識整備等の事業による観光圏整備事業との連携・配慮  
 ⇒ハード面を含めた観光圏全体の総合的な魅力向上

○農山漁村活性化法の特例  
 観光圏内の農山漁村における交流施設整備について、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の交付が可能  
 ⇒農山漁村の体験・交流メニュー等楽しく過ごせる滞在メニューの充実

○旅行業法の特例  
 ホテル・旅館による旅行者代理業の特例  
 ⇒宿による宿泊客への着地型旅行商品の販売を可能とし、宿泊客の滞在を拡大

観光旅客のニーズをふまえた  
 取組への支援

## 効果

国際競争力の高い魅力ある観光地の形成

↓  
 内外観光客による2泊3日以上  
 のより長期の滞在を拡大

↓  
 地域経済の活性化